

公益財団法人 九州経済調査協会
休眠預金等に係る資金の分配事業における利益相反規程

(目的)

第1条 この規程は、この法人の倫理規程に基づき、休眠預金等に係る資金の分配事業における利益相反行為を防止するために必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程は、役職員等に適用する。

(禁止事項)

第3条 休眠預金等に係る分配事業を行うに当たり、評議員、理事、監事、職員その他の実行団体の関係者に対し、特別の利益を与える行為を禁ずる。

(自己申告)

第4条 役職員等に対して定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図るものとする。

2 前項に規定する自己申告には、実行団体を選定、監督するに当たり、この法人と実行団体との間の利益相反を防ぐために、次の事項を含むものとする。

- ①助成等申請団体及び実行団体の評議員、理事、監事、職員その他意思決定へ関与する権限の有無
- ②助成等申請団体及び実行団体からの収入の有無
- ③助成等申請団体及び実行団体の実施する事業に係る活動の有無とその詳細
- ④自身以外に関する利益相反情報

3 自己申告の内容は秘密とし、原則として利益相反防止にかかわる事務を所掌する役職員及びコンプライアンス委員会の委員以外に漏らしてはならない。

(審議及び調査)

第5条 利益相反にかかわる審議については、コンプライアンス委員会の意見を受けた上で、理事長が決定するものとする。

なお、コンプライアンス委員会が必要と認める時は、当該利益相反に係る役職員等に対し、事情聴取、資料提出要求その他必要な調査をすることができる。

(審査結果)

第6条 当該事案が改善を要すると判断した場合、理事長は、当該利益相反に係る役職員等に対し、改善勧告を行う。

2 前項の勧告を受けた役職員等は、理事長に対し、勧告を受けて行った事項を速やかに報告しなければならない。